

第10節 音 楽

第1 音楽科の基本的事項

1 改訂のねらい

(1) 改善の基本方針

今回の高等学校学習指導要領の改訂では、専門学科において開設される教科としての音楽科の目標及び科目編成等が改訂された。

編成要領音楽科の改訂に当たり、学習指導要領や埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会報告を改善の基本方針とした。

(2) 改善の具体的事項

科目の編成については、「鑑賞研究」を新設し、従前の「演奏法」を「演奏研究」に改めた。これにより、従前の7科目から8科目となった。

また、従前の「演奏法」に規定していた「原則的に3年間にわたって履修させる」ことを外し、各学校がより柔軟な教育課程を編成できるようにした。

2 音楽科の目標及び科目の編成等

(1) 音楽科の目標

音楽に関する専門的な学習を通して、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。

音楽に関する専門的な学習とは、個々の生徒が専攻として専門的に履修する科目の学習はもとより、音楽に関する幅広く多様な科目を専門的に学習することを意味している。また、従前の目標は「創造的な表現に必要な知識や技術を習得させる」としていたが、今回の改訂で「創造的な表現と鑑賞の能力を高める」とし、表現に必要な知識や技術を習得することに加えて、表現と鑑賞の両面にわたる諸能力を高めていくことを重視した。

(2) 科目の編成

科 目	標準単位数
音 楽 理 論	3 ～ 6
音 楽 史	2 ～ 6
演 奏 研 究	2 ～ 6
ソルフェージュ	3 ～ 8
声 楽	3 ～ 18
器 楽	3 ～ 21
作 曲	2 ～ 6
鑑 賞 研 究	2 ～ 6

(3) 科目の履修

ア 原則としてすべての生徒に履修させる科目及び内容

「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソル

フェージュ」及び「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」は、原則として、すべての生徒に履修させる科目である。ただし、音楽理論の「対位法」については、作曲を専攻する生徒など一部の生徒を除いて、柔軟に扱うことが考えられる。

イ 専門的に履修させる科目及び内容

「声楽」の内容の「(1)独唱」、「器楽」の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」「(2)弦楽器の独奏」「(3)管楽器の独奏」「(4)打楽器の独奏」「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の内容の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させる。なお、「器楽」においては、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとする。また、これに加えて、「声楽」の内容(1)、「器楽」の内容の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができることとしている。

ウ 原則として3年間にわたって履修させる科目及び内容

上記イに示す科目、「音楽理論」の内容の(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び「器楽」の内容の(1)については、原則として3年間にわたって履修させることとする。

第2 各科目の概要

1 「音楽理論」

(1) 目標

音楽に関する基礎的な理論を理解させるとともに、表現と鑑賞に活用する能力を養う。

(2) 内容

ア 楽典、楽曲の形式など イ 和声法 ウ 対位法
(3) 内容の取扱い

ア 「楽典、楽曲の形式など」については、音楽の構造をとらえる上で楽曲の形式を理解することが重要であり、音楽を構成する原理について指導する必要がある。

イ 「和声法」については、個々の生徒の能力や、楽典などに関する学習の進度等を十分考慮して指導する内容や方法を工夫する必要がある。

ウ 「楽典、楽曲の形式など」と「和声法」については、原則としてすべての生徒に履修させ、各年次にわたり履修させる必要がある。

エ 「対位法」については、作曲を専攻する生徒など一部の生徒を除いて、柔軟に扱う必要がある。

オ 我が国の伝統音楽の理論については、我が国の伝統音楽に関する種目を専門的に履修する生徒に対して、我が国の伝統音楽の理論を重視して扱うなど、必要に応じて扱うこととする。

2 「音楽史」

(1) 目標

我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解を深め、多様な音楽の文化的価値をとらえる能力を養う。

(2) 内容

ア 我が国の音楽史 イ 諸外国の音楽史

(3) 内容の取扱い

ア 「我が国の音楽史」及び「諸外国の音楽史」については、相互の関連を図りながら、多角的に指導するとともに、著しく一方に偏らないよう配慮するものとする。

イ 「我が国の音楽史」及び「諸外国の音楽史」については、鑑賞教材を活用した鑑賞活動などを通して、具体的・実践的に学習させるようにする。

ウ 諸外国の音楽史については、西洋音楽史を中心としつつ、その他の地域の音楽史にも触れるようにする。

エ 音楽史の学習は、単に歴史的な事象に関する知識を得ることにとどまるのではなく、表現上の特徴を生かして演奏することや、より深く鑑賞することに結び付いていくものである。

3 「演奏研究」

(1) 目標

音楽作品についての演奏研究を通して、演奏における客観性と多様性を理解し、音楽の様式を尊重して演奏する能力を養う。

(2) 内容

ア 時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究

イ 作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究

ウ 声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究

エ 音楽の解釈の多様性

(3) 内容の取扱い

ア 音楽が生み出された時代や地域、作曲家による様式を理解することは演奏研究の基盤となる。ここではアナリーゼなどを通して、様式の理解を深めながら作品を解釈し、演奏の観点からフレージング、アーティキュレーションなど具体的な表現方法を工夫することが重要である。

イ 作品の解釈やそれに基づく演奏の在り方は唯一のものではなく多様であることを学習し、解釈の多様性についての理解を深める指導を行い、独善的な解釈に陥ることなく、生徒が個性を生かした演奏を追求できるようにすることが大切である。

ウ 指導に当たっては、原典や校訂者などによる楽譜の比較、異なる時代や地域での同一曲の演奏の比較、

異なる演奏家による同一曲の演奏の比較、音楽以外の芸術分野との関わりを示す視聴覚教材の提示など、指導のねらいに即した教材を準備する必要がある。

エ 「演奏研究」は、3年間にわたって履修させる必要はない。

4 「ソルフェージュ」

(1) 目標

音楽を形づくっている要素を正しくとらえ、音楽性豊かな表現をするための基礎的な能力を養う。

(2) 内容

ア 視唱 イ 視奏 ウ 聴音

(3) 内容の取扱い

ア 音楽性豊かな表現を可能にするための基本科目として位置付けるとともに、「視唱」、「視奏」及び「聴音」の相互の関連を図り、幅広く多角的な方法によって指導することが大切である。

イ 「視唱」及び「視奏」では、読譜力を高め、楽譜を正しく読み取るにとどまらず、旋律における音のもつ方向性やフレーズ感などを感じ取って表現できるように、指導の工夫が求められる。

ウ 「視奏」では、「鍵盤楽器」での演奏に加え、「器楽」との関連を考慮して、移調楽器の楽譜を扱うことも考えられる。

エ 「聴音」ではピアノによるもののみではなく、生徒の実態などに応じて、弦楽器、管楽器などによる聴音、さらには、アンサンブルによる聴音も試みることを大切である。

オ 指導に当たっては、個々の生徒の資質や習熟の程度に応じた適切な学習を行わせることができるよう、履修形態などを工夫する。また、「独唱」や様々な楽器の「独奏」、「作曲」の内容とも関連付けるなど、「ソルフェージュ」が総合的な音楽の基礎教育として真の成果をあげ、豊かな表現につながるよう配慮する必要がある。

5 「声楽」

(1) 目標

声楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う。

(2) 内容

ア 独唱 イ いろいろな形態のアンサンブル

(3) 内容の取扱い

ア 「声楽」においては、専門的な学習を通して生徒一人一人の声種や声の特徴などを踏まえて、それぞれの生徒に適応した指導を行うものとする。

イ 「独唱」は、専攻として専門的に履修するものの一つであり、科目の目標を実現するためには、とりわけ、個々の生徒の能力や特性等に応じた工夫ある

指導が大切である。

ウ 演奏形態については、各学校が生徒の実態や特性等に応じて、いろいろな形態によるアンサンブルを行うことができる。「声楽」の学習においてもアンサンブル活動は大変重要である。

エ 我が国の伝統的な歌唱を専攻として専門的に学ぶこともできる。

オ 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにすることにより、個々の生徒及び集団の学習の質を深めていく。

6 「器楽」

(1) 目標

器楽に関する専門的な学習を通して、楽曲の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現する能力を養う。

(2) 内容

ア 鍵盤楽器の独奏

イ 弦楽器の独奏

ウ 管楽器の独奏

エ 打楽器の独奏

オ 和楽器の独奏

カ いろいろな形態のアンサンブル

(3) 内容の取扱い

ア 鍵盤楽器、弦楽器、管楽器、打楽器および和楽器の独奏に関しては、生徒の特性、地域や学校の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとする。

イ 「鍵盤楽器の独奏」の能力を高めることは音楽の様々な学習を進める際に役立つ。そのため専攻として履修するのみならず、専攻でない場合でも、原則としてすべての生徒に履修させなければならない。これらの履修は原則として、3年間にわたって履修することとする。

ウ 演奏形態については、各学校が生徒の実態や特性等に応じて、適切にいろいろな形態によるアンサンブルを行うことができる。「器楽」の学習においてもアンサンブル活動は大変重要である。

エ 演奏発表の場を設けるなどして、演奏を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにすることにより、個々の生徒及び集団の学習の質を深めていく。

7 「作曲」

(1) 目標

作曲に関する専門的な学習を通して、音楽性豊かに楽曲を構成する能力を養う。

(2) 内容

作曲に関する多様な技法及びそれらを生かした作曲

(3) 内容の取扱い

ア 指導に当たっては、和声法、対位法、楽式論をはじめ、編曲の技法、管弦楽法などを扱うことが考えられるが、これらの技法を習得させることにとどまらず、様々な時代、国や地域、ジャンルなどの多様な音楽に目を向けさせて、それぞれの音楽の構造や作曲技法などについて、生徒が主体的かつ積極的に学習できるよう指導上の工夫を行うことが大切である。

イ 今回の改訂で「我が国の伝統的な音楽」の扱いは「その素材を生かした声楽及び器楽の作曲についても扱うようにする」こととした。それは作曲を専門的に学習する生徒にとって、「我が国の伝統的な音楽」における表現の特質や構成などを理解し、それを生かす作曲を試みるのが大切だからである。

ウ 「作曲」における技法を身に付けるにとどまらず、多様な技法を学び、それを生かした作曲する力が求められている。指導に当たっては、生徒一人一人が個性的な表現による作曲ができるようにすることが大切である。

エ 今回の改訂で「完成した作品について演奏発表の場を設けるなどして、作品を共有したり、評価し合ったりする活動を取り入れるようにする」ことを加え、作品の表現内容を理解し、表現意図を明確にして創造的に表現できる力が求められている。

8 「鑑賞研究」

(1) 目標

音楽作品や作曲家、演奏などについての鑑賞研究を通して、音楽に対する理解を深め、音楽や音楽文化を尊重する態度を養い、批評する能力を育てる。

(2) 内容

ア 作品・作曲家に関する研究

イ 地域や文化的背景に関する研究

ウ 音楽とメディアとのかかわり

エ 音楽批評

(3) 内容の取扱い

ア 「作品・作曲家に関する研究」では、作曲家の生涯、創作上の考え方や技法など、作品の背景を知ることによって、その作品への理解を深める必要がある。

イ 「地域や文化的背景に関する研究」においては、芸術音楽、民俗音楽、ポピュラー音楽などを幅広く取り上げ、その作品を地域や文化的背景から考察する。また「音楽とメディアとのかかわり」では音楽の記録方法、音楽文化を支える仕事やその社会的役割などについて扱うことも、可能である。

ウ 「地域や文化的背景に関する研究」と「音楽とメディアとのかかわり」については、生徒の興味・関心、学校の実態等を考慮して、いずれかを選択して扱うことができる。いずれを選択した場合も、「作品・

作曲家に関する研究」や「音楽批評」の学習と関連させて指導することが効果的である。

エ 「音楽批評」においては、批評の在り方や内容を考察し、批評を発表し論じ合う場を設け、美的判断力を高めることが考えられる。音を媒体とするコミュニケーションである音楽について、解釈や価値などを言葉で表す「音楽批評」は音楽文化の発展と創造につながるものであり、極めて大切な学習である。

オ 「鑑賞研究」は、演奏はもちろんのこと、音楽の理論的な側面や歴史的な側面ともかかわりがあり、「音楽理論」、「音楽史」及び「演奏研究」の各科目と関連していることにも留意して内容を取り扱う。

カ 指導に当たっては、生徒の主体的な学習となるように工夫する。オーディオ類、情報機器類を活用したり、コンサート・ホールなどの文化施設を利用したり、地域の音楽家と交流するなど、多角的な研究も大切である。

第3 指導計画の作成

1 基本的な考え方

主として専門学科において開設される各教科の指導計画の作成に当たっては、教科・科目の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫をしていくことが必要である。また、生徒一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するように、効果的な指導計画を作成する必要がある。

2 指導計画作成の手順

- (1) 「目標」を確認する。
- (2) 専門教科・科目の履修単位数及び修得単位数を決定する。
- (3) 履修させる科目及び学年配分を決定する。
- (4) 各科目の単位数と内容を決定する。生徒選択、専攻・副専攻等を配慮する。
- (5) 科目と内容の配列を決定する。

3 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 音楽に関する学科においては、「音楽理論」の内容の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び器楽の内容の「(1)鍵盤楽器の独奏」については、いずれも音楽を専門的に学んでいく上で基礎・基本となるものであることから、原則としてすべての生徒に履修させることとしている。
- (2) 専攻として専門的に履修する種目に加えて、「声楽」の独唱、「器楽」のいずれかの楽器の独奏について履修できるものとする。

第4 指導上の留意点

- 1 「音楽理論」では、音楽に関する基礎的な理論を、実際の音楽活動を充実するために活用できるようにすることが重要である。
- 2 「音楽史」では、音楽の歴史的な推移や変遷などの学習を通して、幅広い視野から多様な音楽の文化的価値をとらえることが重要である。
- 3 「演奏研究」では、時代や地域、作曲家、声や楽器の表現上の特徴を踏まえて作品を解釈し、様式等に即した演奏を追求するとともに、解釈の多様性について学習する必要がある。
- 4 「ソルフェージュ」は、音楽活動の基礎的な能力の一つとなるものであり、生徒の特性や習熟の程度に応じた履修の形態などを工夫することが大切である。
- 5 各科目の指導に当たっては、各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かしたり、地域や学校の実態に応じて、文化施設、社会教育施設、地域の文化財等の活用を図ったり、地域の人材の協力を求めたりするよう配慮する。
- 6 音や音楽と生活や社会とのかかわりを考えさせ、音環境への関心を高めるようにするとともに、音楽に関する知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るように配慮する。